

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年6月18日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室
- 3 事 件
議案第73号 三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例(案)
議案第74号 三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第75号 三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第76号 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第77号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)
議案第84号 指定管理者の指定の変更について
議案第85号 動産の買入れの契約について
- 4 出席委員 大森俊和, 齊木 亨, 小田伸次, 山村恵美子, 横光春市, 伊藤芳則, 藤岡一弘,
中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【総務部】細美総務部長, 桑田総務課長, 加藤職員係長
【経営企画部】宮脇経営企画部長, 松原経営企画部付課長, 倉川特命プロジェクト係長
【危機管理監】川村危機管理監, 白附危機管理課長, 高松危機管理係長
【吉舎支所等】伊達吉舎支所長, 坂田吉舎支所次長
【建設部】大前都市建築課長, 山田建築指導係長
【地域振興部】中原地域振興部長, 田村地域振興課長, 松本地域づくり係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○大森委員長 それでは定刻となりましたので、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。全員出席であります。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、タブレットに事前に掲載しています。その次第のとおり行います。議案7件それぞれ質疑を行った後、一括して討論、採決を行います。

また、本日は総務常任委員会の閉会中の継続審査申出事件及び令和2年度年間活動計画について協議を行うよう予定をしております。円滑な進行に御協力をお願いします。

(執行部入室)

○大森委員長 それでは、議案審査に入ります。

最初に、総務部が所管する議案の審査を行います。

議案第74号、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

細美部長。

○細美総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。議案第74号、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)につきまして御説明を申し上げます。以後、着座にて御説明させていただきます。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例を定めることについて、関係条例であります三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その主な内容につきましては、病院等において新型コロナウイルス感染症患者やその疑いのある方の救護、検査等の防疫作業に従事した職員に係ります特殊勤務手当について特例を定めるもので、新型コロナウイルス感染症患者やその疑いのある方に直接接触する作業や長時間にわたる作業を行った場合には1日当たり4,000円、患者等に直接接触しない短時間の問診ですとか、患者等の使用した物品等の消毒などに従事した場合には1日当たり3,000円を支給するものでございます。

この改正に伴う条例は公布の日から施行し、国に準じまして、令和2年1月27日に遡及し、適用するものとしております。

以上、1件につきましてよろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 これより議案に対する質疑を行います。議案第74号、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)に対しての質疑のある方、質疑を求めます。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めて、おはようございます。2点ほどまず質問させていただきたいのですが、今回の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例において、一応ちょっと前に説明は頂いたんですけども、何人の職員の方が対象になるのかを想定しているのかということと、その割合は全体の職員の中での大体何%、何割に当たるのかということとをまずお聞かせください。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、想定をしておる人数でございますけれども、大きなところでは、やはり中央病院のところでございます。いわゆる病院事業会計になりますけれども、6月までを今の時点では想定をしております。延べ数2,200人分で、予算の想定では一応約800万円程度というのを想定しております。また、特殊な事例でございますけれども、一般会計におきましては、保健師のほうの一部県の保健の作業のところ感染疑いのある方と一緒に移動しておるといった業務が発生しておりますので、これが2名ほど今把握をしておるところでございます。

○藤岡委員 三次中央病院がということは、大体の職員の割合。

○大森委員長 藤岡委員、挙手をして発言してください。

桑田総務課長。

○桑田総務課長 割合なんですけれども、延べ人数で今積算しております、手元に人数で数字を持っておりませんので、割合のほうは今のところ分かりません。申し訳ございません。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 延べ人数2,200人日というところなんです、これは、こういう状態だと、例えば同じ施設内、中央病院という施設にいながらも、特殊勤務手当が出る人もいれば、同じ施設内にいながらも特殊勤務手当が出ないという人ももちろん出てくるかと思うんです。その線引きについてはどのように考えられているのか。

また、例えば政府が5月27日に第2次補正予算案で閣議決定されました医療機関、医療者を全面支援するところで言われますと、コロナと闘われた医療従事者に1人上限20万円を給付すると、実際にコロナの患者の診療がなかった場合でも10万円、その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者、職員の人には5万円と、幅広いところで応援をすると、支援をするというところが出てはいるんですが、三次市として、同じ施設の中において、コロナウイルスに感染するリスクは同じぐらいだと思っているんですよね。全ての人が、例えばコロナウイルス感染拡大を防止するために動かれたと思うんです。というところで、特殊勤務手当が出る出ないという人がいるのは少し、全員に出していただきたいという思いがあるんですが、それについてどう思われるか、2点ほど伺わせていただきます。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、どういう方を対象にこの手当のほうを出すのかというところの考え方について、少し御説明をさせていただこうかと思えます。

まず、この手当で申し上げますと。

○大森委員長 課長、座って。

○細美総務部長 では、着座にて答えさせていただきます。先ほど、冒頭御説明をさせていただきましたように、この手当自体は、患者もしくはその疑いのある方に対して、直接的に接触、例えば看護ですとか検査なんかで直接的に患者さんと接触のある方と、それから、その患者さんの例えば検体ですとか、もしくは使われたものに直接接触するというので、実際に感染の危険性がある方を対象にするというのが考え方になってございます。これにつきましては、先ほど御紹介がありました国の慰労金につきましても、指定病院ですと、御紹介のあったように、20万円と10万円というランク分けというのがございます。これも、ランクの差をつけるところの考え方は、やはり同じように患者さんと接触するかどうかというようなところを基準にしております。

2つ目の質問にございましたように、じゃ、中央病院全体に対しての支給ということでございませぬけれども、まず、特殊勤務手当で御紹介いたしました、最初に申し上げた防疫等作業従事職員に対する手当というものは、そもそもが、一般的にはいわゆるこういう感染症なんかの広い意味での防疫作業でございませぬけれども、防疫作業に当たって、一定の感染リスクがある方を対象にするというのがそもそもの手当の考え方でございますので、そういう意味でも申し上げますと、手当とし

て支給させていただく以上は、やはり業務に対して手当をお出しする以上は、手当のもととなる業務の危険性、こういうものをある程度勘案させていただくべきかというふうには考えてございます。先ほどのように、国の慰労金の場合は、先ほどのような切り分けには一定の接触の基準がございますけれども、これは、もとのお出しする考え方が慰労金でございますので、先ほど言われましたように、広く感染防止に当たられた方に対してお出しするというのは、ある意味では、おおもとの目的に若干差があるのかなというふうに考えておるところでございます。

○大森委員長 ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっとお聞きします。これは、三次市の職員ということになれば、中央病院のところの看護師さん、医師の方ということになるんですが、消防署の救急隊員とかの方も絡んでおられるんじゃないというふうに思うんです。その辺との関係はどうなんでしょうかというのをちょっとお聞きしたいのと、この予算の元になるもの、それをちょっと教えてください。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、消防の組合員のほうでございますけれども、これは、若干ルールと申しますか、仕組み的なお話になりますが、消防組合のほうの給与、手当につきましては、原則といたしましては、自動的に市のルールを適用するというか、準用するようなことになつてくるんですけれども、この特殊勤務手当だけは、例えば火災の出動ですとか救急の出動があるために、消防組合のほうで独自に条例をつくっておられます。ですので、今回、同様の危険手当をつくられるためには、消防組合のほうで別途条例を定められる必要があるというようなことになってございますので、定められるかどうかにつきましては、消防組合の御判断ということにはなろうと思えます。なので、今回の条例改正で自動的に消防組合のほうに適用になるということには、仕組み上、なつてはございません。

それから、予算の元でございますけれども、現時点では一般財源を見込ませていただいております。病院事業会計のほうの一般財源のほうが大きいんですけども。ただ、今回、広島県が、感染症指定医療機関ですとか入院協力医療機関につきましては、同様の3,000円、4,000円の特殊勤務手当を払った病院に対して補助金のほうの制度を今回新しく創設いたしましたので、中央病院におきましては対象になる可能性が高いために、対象になった補助金については、対象になれば一応10分の10でございますので、申請はさせていただこうというふうに現在考えておるところでございます。

○大森委員長 ほかに質疑はありますか。

山村委員。

○山村委員 中央病院のほう、2,200人日ということですが、現在までの実数が分かれば教えていただきたいのと、それから今、消防組合の件が出てまいりましたけれども、情報として総務のほうには何か入ってはいないでしょうか。

○大森委員長 細美部長。

○細美総務部長 まず、消防のほうからお答えを。現時点で、ちょっと消防のほうの御対応の方針

というのはお聞きはしておりません。情報のほうは随時提供させていただいておるところでございます。

それから、実数のほうでございますけれども、現在で、ざっとですけども、4、5月で1,700ぐらいは今行っているのではないかということで、聞きますと、まだPCR検査等々で、日に数件なんですけれども、あるように聞いておりますので、まだ6月いっぱいでの手当の対象になる防疫作業に該当するものがあるのではないかというふうに思っておりますので、2,200人日ぐらいは届くのかなというのが現状の把握でございます。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 消防組合の件なんですけれども、消防組合議員になりますと常に情報が入りますけれども、そのところが、やはり組合外の議員にはなかなか、いろんな議案が届きにくいですよね。消防に関する事は、やっぱり市民の方にも広く情報提供もしなきゃいけないこともありますし、連絡を密に取っておられるということでございますけれども、情報提供をやはり議会のほうにもしっかりとさせていただきますように、要望ですけども、よろしく願いいたします。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、私からですけども、今出ました消防議会、ここの中にメンバーは横光委員、あと中原委員ですか。しっかり頑張ってください。職員さんと、それから職員、いわゆるその対象にならない人、その差額が出るというのはやっぱり、理由はどうあっても、やっぱり人間、感情のものですから、何で俺だけみたいになっちゃうから、そこらもやっぱり中でよく議論していただきたいと思います。

それでは、質疑がないようですので、これで職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)を終了します。

総務部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、経営企画部が所管する議案の審査を行います。

議案第75号、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)及び議案第84号、指定管理者の指定の変更については関連がございますので、一括して議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

宮脇経営企画部長。着座で。

○宮脇経営企画部長 ありがとうございます。経営企画部が所管しております2件について、一括して御説明申し上げます。

現在市が運営しております湯本豪一記念日本妖怪博物館(三次もののけミュージアム)と、指定管理施設である三次地区文化・観光まちづくり交流館を一体的に管理し、利用者の利便性を向上するため、関係条例である議案第75号、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部の改正と議案第84号、指定管理者の指定の変更について、市議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第75号でございます。その主な内容は、湯本豪一記念日本妖怪博物館を指定管理施設

とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

附属資料のほうの9ページ、新旧対照表を御覧いただければと思います。こちら、新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

まず、第4条で、指定管理者による管理の範囲を現行の交流館から三次地区拠点施設とし、三次もののけミュージアム全体を指定管理者による管理を行えるようにいたします。

続きまして、現行の5条及び6条は削除し、職員については別途要綱で定めることといたします。

続いて、第5条、開館時間等を、現行7条で定めている交流館と博物館を併せて定めさせていただきます。

続いて、10ページを御覧ください。10ページのほうで、第6条で休館日等を、第7条から第9条で入館料等の納入等や減免、不還付について、それぞれ博物館、交流館を併せて定め、現行の第10条から第15条までを削除いたします。

12ページを御覧ください。12ページ、第10条で、現行第16条及び17条で定める損害賠償義務について、博物館、交流館を併せて定めます。また、11条は、現行の18条の利用の許可を繰り上げます。また、12条と13条で、利用の制限と利用許可の取消し等を交流館から三次地区拠点施設に範囲を広げて定めます。

続きまして、13ページを御覧ください。13ページ、第14条及び第15条では、指定管理者が行う業務と指定の期間について、範囲を施設全体とし、期間を定めるものでございます。

続きまして、第16条では、指定管理の範囲を現行の交流館から三次地区拠点施設とし、施設全体を指定管理できるように整備します。

14ページをお開きください。14ページでは、今回の改正により、現行の交流館の指定管理の期間を令和3年3月31日までとし、一体的に公募できるようにするものでございます。

続きまして、議案84号を御覧ください。議案84号は、こちらは、三次地区文化・観光まちづくり交流館の指定管理者の指定管理の期間を本年度末までに変更するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 今、三次地区拠点施設整備と関連して指定管理の指定について、84号と一緒に報告されました。委員の皆さんの質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

横光委員。

○横光委員 湯本豪一記念の日本妖怪博物館と三次地区文化・観光まちづくり交流館を一体的に指定管理に移行するためにやるんだということではありますが、4条以下の条文で、交流館を三次地区拠点施設に改めようとするということを言われるんですが、管理条例を見ると、第2条へ、三次地区拠点施設の名称及び位置は次のとおりとするというふうに書いてありますね、本文は。その中に、湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）と、下の段に三次地区文化・観光まちづくり交流館と書いてあるんですよ。これそのものよりも、三次地区拠点施設ではないんだろうかというふうに思うんですが、なぜそれを変える必要があるのかというのが1点と、交流館というて簡単に文面で書いてありますが、交流館という建物はないんです。交流館とは、三次地区文

化・観光まちづくり交流館なんです。この名称を変えるというのなら分かるんですよ。交流館だけ変えるんですかというのは、ちょっと私には理解ができないんですが、どがに考えりゃいいんですか。ちょっと説明をしていただければなというふうな思いがするんですが。以下「交流館」というふうに書いてありますよ、条例の中には。本当の名前というのは、三次地区文化・観光まちづくり交流館、これを変えるんだというのなら分かるんですよ。実際的には、2つ併せて三次地区拠点施設と書いてあるんです、条例には。変える必要があるのかどうなのか、ちょっと理解できないんですが、この条例、御説明いただければと思います。

○大森委員長 松原経営企画部付課長。

○松原経営企画部付課長 では、私のほうから説明をさせていただきます。

今回、条例の改正をさせていただくのが、第4条以降ということで御提案をさせていただいております。これまでの条例の第3条のほうに、湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）（以下「博物館」という。）ということ踏襲、それから、同条の第2項、三次地区文化・観光まちづくり交流館（以下「交流館」という。）というところを引き続き踏襲させていただきました。第4条以降の提案とさせていただきます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 4条以降を変えるんだという、そういう条例の改正というのがあるんですか。4条はこう変えるんですよと、三次地区拠点施設に変えるんですよと。じゃ、2条のまちづくり交流館というのは残るとのことですよ。まだよう分からんのです。やりたいことは分かるんですが、名称そのものを、交流館を拠点施設に変えるんですよという、拠点施設に変えるなら、元から変えればいいじゃないかという思いがあるんです。仮の名称で、まちづくり交流館と博物館にするんですよというの分かるんですが、そういうふうな読み方をするのならよう分かるんですが、条例の中のこの部分だけ変えますよと、じゃ、前のものは残つとるんですよという、そういうことが通るんだろうかどうかというの、私はちょっと理解に苦しむという。しかも、短くしたものを、変えるんですよということでいいんだろうか。本当の名称というのは三次地区文化・観光まちづくり交流館で、条例上、勝手に交流館といいよだけでしょう、これは。だったら、三次地区文化・観光まちづくり交流館を三次地区拠点施設といたほうが、私はずっと入ってくるんですが、どうもこの条例は納得がいけないという思いです。4条以下を変えるということ自体がまた余計分からんというか、おかしいなという思いがするんです。

○大森委員長 松原経営企画部付課長。そこを明確に教えてください。なぜ1条から3条までをそのままにして、4条以降を変えるのかというところを分かりやすくお願いします。

○松原経営企画部付課長 今回御提案させていただいた条例の改正については、一部条例改正ということで提案をさせていただいております。1条から3条まででは、引き続いてこのままの名称で、文言の変更なく残るということで、ちょっと説明のほうで御丁寧でなかった部分があるかもしれないのですが、3条のほうで、博物館部分については博物館、それから、その2項で交流館については交流館ということで、省略した名称がそのまま生きているのが、この条例でいうそれぞれの名称となっておりますので、1条から3条について御説明すべきだったのかなというところで、申

し訳ございません。反省をいたしますが、一部改正ですので、手続的にはこのままで大丈夫なものかと考えております。

○大森委員長 今の一部改正というのが理解できないというて、横光委員が聞かれとるんだから、その一部改正をすることの根拠というか、その説明がないと、ただ一部改正なんですと言うたら、じゃ、6条をまた元へ戻すんかみたいなの、冗談交じりに言えば、変な話になるわけで、1条から3条までがそのまま、4条以降を変えるという、その一部というのがちょっと理解しかねるところがございますので、横光委員がそこを聞いてらっしゃると思うんですが。

○大森委員長 宮脇経営企画部長。

○宮脇経営企画部長 三次地区拠点施設そのものが、湯本豪一記念日本妖怪博物館のミュージアムの部分と三次地区文化・観光まちづくり交流館、2つを併せたものが三次地区拠点施設という名称になっております。ミュージアムと交流館のほうは少し機能が違いまして、ミュージアムは妖怪文化を継承するというか、伝承するという博物館そのものでございます。交流館のほうは、三次地区の歴史、文化、伝統を生かして交流人口を拡大する核になる施設だということで設けておりまして、その2つの機能を併せたものが三次地区拠点施設ということにさせていただいておりますので、1条から3条はこのままにさせていただいて、4条以降で2つの機能を一緒に指定管理に出していくための整備をさせていただいたというものでございます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 それはよう分かるんです。分かるんですが、元から名称は三次地区拠点施設でいいんじゃないかと、総称した施設は三次地区拠点施設ということでもいいんじゃないかなというふうに思うんですが。ですから、別に変えなくても、三次地区拠点施設を指定管理すればいいじゃないですかということだけを言いよるだけです。別にわざわざ、しかも第3条の2項で、何々交流館を以下「交流館」というというて書いてある、その交流館だけを、仮の名称のものだけを変えていくということ自体が私には納得できないということを言っている。変えるなら、そのものを変えるべきだという考え方なんです。だけん、それは、意見が何ぼ言っても合わんとは思いますが。

○大森委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 委員おっしゃるように、条例のつくり方はそれぞれございまして、おっしゃるようなやり方もありますし、出させていただいておるようなやり方もございますが、今回、建物が2つございまして、それが、片方は指定管理、片方が直営ということもありまして、それをより分かりやすくということで、このような出し方をさせていただいておるようなところでございますので、御理解いただければと思っております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 要は、三次地区拠点施設という大きな上に言葉があつて、その下に博物館と交流館が今は設置しとるので、これを一体的なというふうな部分だろうと思うんですけども、先ほど横光委員が言われていた、第3条で、以下「交流館」と呼ぶという文言があります。この中で、交流館がほとんどなくなってしまうわけですけども、言葉がね。これ以外のところには交流館という言葉が残るんですか。この施設設置及び管理条例の中に交流館という言葉が残るのか、これ、今出ている

新旧対照表以外のところでですよ。それと、博物館という言葉が出てくるのかというところ、それがもし出てくるのであれば、さっきの3条はつく必要がないと思いますけども、出てこないのであれば、その以下「交流館」と呼ぶというところも訂正しとかなないと、その以下「交流館」と呼ぶといったけど、ずっと読んでいても交流館という言葉が出てこなかったんなら、そこも改正しとかないけないのかなというふうに思うんですけども、僕、全部の文章を見てないんでちょっと申し訳ないんだけど、そういうことじゃないかなと思うんですけどもね。今回の改正以外のところでも、交流館という言葉が出てくるんですか。

○大森委員長 宮脇部長。

○宮脇経営企画部長 附則のところへ、最後、改正に係るところでございませんで、資料等がついておりませんが、交流館に係る準備行為というのが残っております。それと、交流館に係る指定管理の期間の特例というのがございまして、まだこの1年間は残っておるといようなことになっております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 だから、交流館という言葉は、附則のところでも1回出てくると。1年間ほど残ると。ということは、また1年後には、その文言というのは消えていくというような形になりますよね。以下「交流館」という言葉が条例の中には必要なくなってくるよ。それとも、交流館という言葉を残したやり方になってくるんですか。さっき言ったじゃないですか。地区拠点施設という総称があって、その中に博物館、交流館というのがあってというふうな施設なんだろうから、その中の文言が、以下「交流館」と呼ぶ、ずっと読んでいって、交流館という言葉がない、最後に附則のところでも1回出てくるというのだったら、何かもう少しやりようがあるような気もしたんですが、いかがですか。博物館という言葉もそうですよ。だから、以下そういうふうに呼びますと言って置いて、以下に出てこなかったら意味ないじゃないですか、という質問です。わかりますかね、僕の言いよること。

○大森委員長 松原経営企画部付課長。

○松原経営企画部付課長 今御指摘いただきましたように、ほとんど本文の中では出てこないんですけども、附則を今回改正いたしますが、附則の中で残ってまいりますので、引き続き出てくるということがございます。附則について、今回、附則の中の期間を変更させていただいておりますけれども、附則の中に出てまいりますので、残ってまいります。また、博物館という言葉についても、入館料のほうで出てまいりますので、わずかではございますが、出てまいります。

○大森委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 私も1点。何でこの条例をつくらなければいけなかったのか。ミュージアムと交流館が拠点施設の1本でやっていくという話は大体分かるんですが、じゃ、反対に言えば、今までどおりのミュージアムで覚えとる人もおるわけで、今の時期に、今のタイミングで、何でこれを、2つを1つにしなきゃいけない、そこをちょっと教えてください。

○大森委員長 どうぞ。

○松原経営企画部付課長 博物館の開館に際して、官民による体制で盛り上げていきたいということで、博物館のほうは直営、交流館のほうは指定管理ということでスタートはさせていただきました。開館後、様々な運営に当たって、博物館と交流館の関係性というのが非常に密接なものであること、一体的に博物館と交流館の運営を行ったほうが、より場としての機能を拡充できるのではないかと、それらを踏まえまして、現在、指定管理者の制度の導入を考えて、より来られる皆様にとって利用しやすい施設となる、そういうサービスの向上に努めていきたいというふうに考えまして、今回出させていただきました。

○大森委員長 何でこの質問をしたかという、市民なり観光客なり、どっちが来やすいか、どっちが覚えていただくのに見やすいかというのを考えてみたときに、正式名称として拠点施設というのはありだと思うんです。だけど、観光客の方、三次町内の方にお伺いすると、一番分かりやすいのがもののけという言い方、その次にミュージアムかというと言われる。だったら、今回のこの条例改正で拠点施設というものに一本化するというのが、それは書類の都合であったり、いろいろあるんだろうとは思いますが、そこがちょっと不可解だなと思いつつ、私も。一応聞かせてもろうたということで。

ほかには質疑よろしいですか。

小田委員。

○小田委員 指定管理者の指定について先ほど説明を受けたときに、平成36年から令和3年までの変更のところは言われたんですけども、ここを見ると、理事長の変更も今回の中に入っていないかなと思うんですけども、これは説明されなかったんですけど、ということでいいですよ。今現在は、まだ理事長は高岡さん、今回の提案によって堂本さんに代わるということなんでしょう。違いますか。

○大森委員長 松原課長。

○松原経営企画部付課長 現在掲載させていただいているのですが、代表者の変更につきましては、別に要綱のほうで、告示のほうで既に修正をさせていただいております。既に堂本理事長に変更済みでございます。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 いや、変更済みなんだけど、ここの文章でも、その上が高岡さんになっているじゃない。だから、ここは変わってなかったわけでしょう。だから、今回の提案でここも変えますよ、その分に合わせますよということじゃないんですかということ聞きよ。だから、高岡さんから堂本さんに代わったのは知っていますよ。だけど、この文章の中で、これを見たときには高岡さんが出てきとる、ここ、まだ残つとるんじゃないかと、これは変えてなかったんだと、今回の提案で、ここも文言を合わせていくんだしたら、その説明もしなきゃいけないんじゃないんですかというのを私は言つとるんですが、僕が言つとること分かりますか。

○大森委員長 松原課長。

○松原経営企画部付課長 今回の代表者の変更については、条例の変更でないために、既に告示で変更させていただいているのですが、前回、指定管理者の指定ということで出させていただいた時

点の代表者が高岡さんであったということで、今回、委員おっしゃるような見た目の変更が発生しております。

○小田委員 いや、それはよう分かるとるんよ。よう分かるとるんだけど、だから、それをいけんとか言いよるわけじゃないんよ。説明をするときに、こうこうこうで、ここにこういうふうになっていますけども、そういう形で今回の分で整理させていただきますという説明があるべきじゃないですかというのを言うたの。

○松原経営企画部付課長 失礼いたしました。分かりました。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 それ、私も聞こうと思ひよったんですが、これを附則で、来年の4月1日から施行するんですよ。今年度いっぱい高岡さんの名前がずっと載るとるということは、ホームページを見て、この条例を見たら、高岡さんなんだと、幾ら代えたと言っても、それはやっぱりおかしいなという思いがするんですよ。やっぱり訂正というのは、人事があつて変えにゃいけんときにはすぐ変えておくということが本来の姿であつて、やっぱりそこらは説明されるべきことであるというふうには私は思いますよ。聞こうと思つて、書いとつたんですが、おかしいなと。しかも、来年の3月31日までは理事長、高岡さん、条例ですから。代えましたということを言つても、代わつたんですよというなら、速やかに字句の訂正でございますので、変えましたというのが、代わつた次の議会では出されるべき事項なんです。出さんということは、やりましたといつても、条例で仕事をしよるわけですから、残るんですよ。

もう一つ、もう一遍だけ言わせてもらえば、本来的に湯本豪一記念日本妖怪博物館というのは、それは、お互いの話の中で、この名前を残さにゃいけんということになるんなら、三次地区文化・観光まちづくり交流館そのものを三次地区拠点施設というふうに変えれば、別に問題なかったんです。わしは何も言やあせんのですよ。ここだけ残して、3条で残して、4条以降を変えるというから理解ができないということを言つたんです。交流館として残さにゃいけんのかどうか、拠点施設と交流館の違いというのは、どんだけ違うんかということなんですよ。そこへ、そんだけの交流館を造り、交流館への思い入れというのがどこであるんだろうかというのが、拠点施設でもいいんじゃないだろうかというふうに思うわけです。そうするなら、総称としての三次地区拠点施設を指定管理するんですよということになれば、2つを一緒にして指定管理するんですよということなら別に問題ないんじゃないかなと私は考えたんです。ですから、実際はまだ納得していません、何ぼ説明されても。それだけつけ加えておきます。答弁はいいです。

○大森委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかにないようですので、以上で議案第75号と84号、指定管理の2つを終結いたします。

経営企画部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、危機管理監が所管する議案の審査を行います。

議案第77号、三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、議案第77号、三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）につきまして御説明を申し上げます。

議案第77号、三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）でございます。本案は、三次市消防団員等公務災害補償条例に定める補償基礎額等につきまして改正しようとするものでございます。

その内容ですが、改正案の第5条第2項第1号に定める別表の補償基礎額について、国が定める非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の金額がこのたび改正されたことに伴い、本条例の金額の改定等を行おうとするものです。今回、政令で改正されました金額につきましては、令和元年11月の給与法の一部改正による一般職の職員の俸給月額や地方公務員補償制度等を参考に国において改正されたものです。

これを踏まえまして、本条例の改正案では、第5条関係の補償基礎額表中、消防団員の階級ごとの勤務年数に応じた補償基礎額を改正いたします。また、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額も、これまでの8,800円から8,900円に改定いたします。このほか、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めます。この利率の改正は、民法の法定利率が改正されたことに伴うものです。

なお、今回、条例の改正につきましては、この内容につきまして、国の先ほどの政令とともに、国から示された市町村消防団員等公務災害補償条例、いわゆる準則のとりの改正とするものでございます。

よろしく御審議を頂きますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま危機管理監が所管する議案に対する説明がありました。皆さんの質疑を受けたいと思います。動産の買入れについてはまた後ほど、議案第85号は後ほどお願いします。

それでは、議案第77号についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 1点聞かせてください。8,800円を8,900円に改めようとする条例改正ですね。

○川村危機管理監 この案にあります表のところが主なところではありますが、例えば表の左端、1万2,400円とありますが、これを1万2,440円にというふうには、消防団員の補償基礎額が変わるとというのがメインではございます。これに伴って、今の8,800円というのは、消防協力者といひまして、消防団員さんが手伝ってくれと言って、手伝っていただいた方がけがをされたりという場合の協力者の補償額が8,800円から8,900円になるということです。

○大森委員長 分かりました。

それでは、議案第77号について、質疑がないようですので、次の議案第85号、動産の買入れの契

約についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、議案第85号、動産の買入れの契約について御説明を申し上げます。座って説明をさせていただきます。

本案は、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして市議会の議決を頂くため、御審議を頂こうとするものでございます。

具体的には、消防ポンプ車の買入れにつきまして、指名競争入札を令和2年5月25日に執行いたしました。4社による入札の結果、2,190万円で株式会社三つ葉ポンプが落札をいたしました。

当該更新しようとする車両につきましては、配備から32年が経過いたしました三次方面隊第2分団の消防ポンプ自動車でございます。これを更新しようとするもので、三次ふれあい会館の格納庫に格納する予定としております。昨年度議決を頂いて導入をいたしました甲奴方面隊の消防ポンプ車と同じ仕様の車両を導入しようとしております。

よろしく御審議を頂きますようお願いいたします。

先ほど申し上げました金額は税抜き価格でございます。金額を訂正いたします。税込み価格で2,409万円でございます。失礼いたしました。

○大森委員長 ただいま議案第85号、動産の買入れの契約について説明がありました。委員の皆さんの質疑を求めます。

藤岡委員。

○藤岡委員 1点質問をさせていただきます。今回の動産の買入れについて、消防ポンプ自動車を必要とする理由、必要性があったからこそ、今回、契約に至ったかと思うんですけれども、その必要性について説明をお願いいたします。

○大森委員長 白附課長。

○白附危機管理課長 消防ポンプ車につきましては、現在、三次市消防団の中で7台所有をしております。方面隊としましては、三次方面隊、吉舎方面隊、三良坂方面隊、甲奴方面隊の4方面隊になります。特徴としましては、住宅地が連なっている地区が多いということで、火災が発生したときに、可搬の小さいポンプの場合には容量が限られていますので、大きい車を配備して消火に当たるというところで、そのような形で配備をしております。

なお、これにつきましては、消防署とも協議をしまして、その計画に基づいて配備をしているところです。

○大森委員長 ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 これ、多分2トン車クラスぐらいの、その辺の車の性能をちょっと聞かせてください。ほかのところは軽の車両であるんですが、それとは別に7台を主要なところに置いておくということでもいいですか。

○大森委員長 白附課長。

○白附危機管理課長 ポンプ車になりますと、軽の積載車の場合は小型動力ポンプという、積卸しができるポンプを持って置いておくということになります。今回購入するポンプ車、もう車の中にはめ込み式ということになりますので、大型トラック、大型といいますが、3.5トンをちょっと超えるんですけども、超えるか超えないかぐらいなんですけど、それぐらいの大きさの車になってきます。どうしてもまち以外のところになりますと、水利の関係で、可搬のポンプを持っていかなくちゃ、そこで給水ができないというところもありますので、主に市街地のほうへこのポンプ車は配備させていただいています。

○大森委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 入札率を教えてください。

白附課長。

○白附危機管理課長 入札率は92.4%になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で議案85号に対する質疑を終結いたします。

危機管理監の皆さん、大変ありがとうございました。

それでは、地域振興部と入替えをお願いします。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、吉舎支所及び地域振興部が所管する議案の審査を行います。

まずは、議案第73号、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例(案)を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

伊達吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 それでは、議案第73号、三次市吉舎交流施設設置及び管理条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、住民の主体的な自治活動と交流の促進及び地域文化の振興を図り、さらに吉舎町のまちづくりビジョンを具体化することを目的として、三次市吉舎交流拠点施設を設置するため、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、施設の名称及び位置、施設の行う事業の内容、開館時間、使用料等について定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 ただいま議案第73号、吉舎交流拠点施設に対する説明がございました。委員の皆さんの質疑を求めたいと思います。

○議会事務局 併せて、附属の資料でタブレット内に平面図を載せていますので、御参考になさってください。

○大森委員長 委員の皆さん、質疑はございませんか。

横光委員。

○横光委員 昨日まで図面がなかったんで、いろいろ言おうかと思ったんですが、図面なんです

が、これは指定管理をする予定ですよ。支所もありますよ。分けて指定管理するということが、いいことになるのかなというのがちょっと心配なんです。というのは、やっぱり電気料とか、いろんなものがありますよ。そこらの割当てとかいうものもありますし、そこらがどうなるのかというのが1つと、以前話に聞いたのは、あそこら一体の施設を取り壊して1つにするんですよという話を聞かせてもらった。コンパクトにして一体にするからいいだろうというふうに思っていたんですが、全体像が分からなかったというのがありますが、そこらの人がどこへ入られるのかなという思いがあります。自治連なんかも今度、入られるんじゃないかなという思いがしとるんですが、その表記はここの中にはないですよ。だけん、そこらも考えて、将来像が見えてこないというのと、同じ建物で指定管理部分と指定管理部分でないところがあって、そこらの立て分けとか、会議室があって、誰が管理をして、どうするのかと。指定管理をしとって、行政が使うときには勝手に使うのかと、指定管理者をどうするんだろうかというのがあって、どうなのかな。先ほどの拠点施設と、2つあるものを1つにして管理するんですけど、1つあるものを2つに分けて管理するような感じになるし、ちょっとそこらが分からないので、説明いただければというふうに思います。

○大森委員長 伊達吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 それでは、施設の概要と管理の今時点の考え方について説明をさせていただきますと思います。

この施設が、建物としては一体のものですけれども、この中に入るのが三次市吉舎支所と吉舎図書館と、それから2階の部分になりますが放課後児童クラブ、そのほかの色がついていない部分、今回審議いただいております吉舎交流拠点施設ということになります。既存の施設の関係でいえば、今まで吉舎生涯学習センターと、それから吉舎老人福祉センター、それから吉舎共同福祉施設というのが3つあったんですけど、それぞれが主に集会であったりとか、そういう利用をされてきました。それらの機能をまとめたものが吉舎交流拠点施設となるというようなイメージであるんですけども、設計とか、計画の過程からいろいろ、町民の方、市民の方の意見を伺う中で、例えば生涯学習とか、そういう単一の目的に限らず複合的に多用途に使いたいと、吉舎町まちづくりビジョンの具体化に向けてより柔軟に使いたいというようなことがあって、今回、新たに吉舎交流拠点施設という名称で、地域振興課所管のものとして建てようというふうな整理になりました。

管理の区分ですけども、吉舎支所及び2階の放課後児童クラブ、これはそれぞれ市が直接管理する部分となります。吉舎放課後児童クラブは文化と学びの課所管の施設として管理されます。1階の吉舎図書館、これは三次市立図書館の分館のようなこととなりますが、これは引き続き暮らしサポートになると思われませんが、指定管理としてされます。その他の今の吉舎交流拠点施設、これが、主に一般の町民の方が利用する貸室が主たる部屋になってくるんですけども、この部分を指定管理施設として、今、建設当初からいろいろ地元要望も強くあったんですけども、吉舎町自治振興連合会のほうに指定管理を委託したいと思っています。吉舎町自治振興連合会は、図面でいうと、1階の中央あたりにメインの入り口になる風除室1と書いてある部分の右側に事務室と書いてあるんですが、こちらが自治連、自治振興連合会が入って、事務を行う管理室のようなことになりま

す。

そして、先ほど質問のあった電気代とか、そういう維持管理費の負担の関係ですけども、施設が一体なので、どうしても設備としては一系統というか、1つの系統になります。ですので、その基本的な補修等の契約とか、そういう部分は、24時間いる吉舎支所及び宿直室のほうに非常の制御盤等が入るんですけども、そこがそれらの契約等を行うようになりますが、あとは各施設ごとに面積案分だったりとか、そういう形で経費をおのおの負担してもらうようなことで整理をしていきたいというふうに考えております。ですけど、一般利用の部屋というのがほぼ吉舎交流拠点施設の中になりますので、そういう貸室利用というのは自治連さんのほうで全部見るような形になっています。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 ということは、2階の会議室等々は自治連が管理をするということになりますね、資料部分で。

○大森委員長 支所長。

○伊達吉舎支所長 御指摘のとおり、2階の会議室1、2、3とありますが、これらも通常、貸室としては自治連のほうで受付をする形になります。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 11条の関係で、利用料金は、ホールはコミュニティセンター、三次や十日市と同じになっていますよね。ホールの収容人員というのは何人ぐらいあって、その整合性というか、同じぐらいの人数なのか、あるいはどうなんだろうかというのが1点と、もう一つ言わせていただければ、さっき面積按分で電気料云々と言われましたけども、このホール等々だったら、照明等々がようけ要りますんで、その使用頻度によって、やはりお使いの電気料金が違うてくるというふうに思うわけです。併せて今、コロナの関係があって、三和だったら450あって、何人入れられるだろうかという、非常に心配するわけですね。400あって220だったら収益性がないからやめてしまおうとかいうようなこともあって、ちょっと運営は難しいと思うんですが、そこらの電気料の関係で、単純な按分ではいけないのじゃないだろうかというふうな思いを持ってるんですが、そこらのところを併せてちょっとお聞きかせいただければというふうに思います。

○大森委員長 伊達吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 ホールの面積規模ですけども、279席のホールになります。実際、折り畳みの可動席ということで、それが180席あって、畳めば平場で使うような、そういう多目的のホールになります。十日市コミュニティセンターと三次コミュニティセンターは300席で、うち可動席が、十日市が198席、三次が165席というふうな規模で、ほぼ同等かと思えます。

管理費の按分の関係ですけど、面積按分でするものもあれば、いろいろ考え方というのか、整理しようと思っていて、電気に関しては設備の定格の出力というか、消費電力であったりとか、あと各部屋の稼働率とか、その辺を踏まえて整理をしていきたいと思っています。指定管理期間が、条例のほうでも当面、今年度末までをまず指定管理期間と設定して、その後、また3年ということを考えているんですが、その辺りで、実績も踏まえて整理をしていきたいとは思っています。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 指定管理のことも聞こうかと思いましたが、指定管理は、通常であれば4年間ですね。普通のところは令和3年3月31日で切れて、そこで全部やり替えて、3年間でやるんですが、この施設に限って、1回は3月31日で切って、あと3年間続けてやりますよというようなやり方にされとるんです。一方、もう一つのほうは、もののけなんていうのは、わざわざ6年まであったのを3年の3月31日で切って、新たにやり替えますよというようなやり方をするんですよ。行政によって整合性がないように思えるんですよ。なぜ、一度3月31日で切って、そろえてもう3年間やらないのかという、ちょっと疑問点があるんですが、わざわざ1年プラス3年間にする必要性はどこにあるのか。この建築がいつできるのかというのがちょっと分からんけれど、あと半年ですから、もうついでにやらせてくださいというのは分かる、というふうな考え方なのかどうなのかということ併せてちょっと。

○大森委員長 伊達支所長。

○伊達吉舎支所長 今年度末の3月31日で一旦切る考えでいます。来年度から3年間を改めてと考えているんですけども、指定管理期間として。一応半年間で、先ほどの光熱水費とか、その辺の実績を見て、次のまた3年間の指定管理料をもう一回精査したいと思っているところなんですけど、それで、一旦は切るという考え方なんですけども。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 今の考え方が、例えば、一応ほとんどの施設が3年の3月31日で切れるわけですから、わざわざここで、見させていただければ、同じところへ、3年3月31日で切って、新たに選ぶんじゃないか、非公募だろうとは思いますが、なぜそこで切つとかないのかなというふうな思いがしたわけです。これは、見させていただければ、一応期限的には3年の3月31日ですが、新たに3年間は引き続けてそこにやらせますよという条例ですよ、これ。そこにどういう意味があるのかなというのが1つあったわけで、さっきの光熱水費を半年で見ると言われましたが、私は半年で見るべきではないだろうと、1年間トータルで、四季の具合によって光熱水費等々というのは変わってくるんだから、それは3年間を見て、トータルしてやっぱり計算していかれたほうが一番いいんじゃないかなというふうに今思っておりますが、管理をしやすいようにしてあげればいいと思うんですが、やっぱりその、よそとの、同じ市であって、ほかの施設との整合性というのはどのように取ろうとされとるのかなというのが、基本的にどうなのかなという、この条例のたてりからいったら、4年間、3年半年になるかもしれませんが、やりますということですが。

○大森委員長 伊達吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 ほかのコミュニティセンターが来年度で更新ということで、地域振興課所管の関係で、そこで一応そろえるというぐらいの意図というところですよ。

○大森委員長 ほかに質疑ございませんか。

山村委員。

○山村委員 こちらのほう、防災の拠点としてもというような活用方法というような、以前、住民からもそのような要望が出ていたとお伺いしますが、例えば基幹避難所としてお考えに

なっているのかとか、特別そういう機能的なもので何か付加があるのかどうなのかとか、それから、防災の拠点とすると、防災倉庫などの設置ということはどういうふうにお考えになっているのかという、防災に関してが1つと、放課後児童クラブがこちらの施設に入るといことで、どちらの児童クラブのほう、小学校なりに隣接しているところが多い中で、屋外で多少の運動もできるといような場所も多いんですけども、こちらのほうの児童クラブに関しては、子供たちが屋外で活用できるようなのも確保してらっしゃるのかどうかということをお伺いします。

○大森委員長 吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 防災拠点としての機能ですけども、今現在、生涯学習センターが避難所と指定してあるんですけど、それに代わって、この施設を避難所としようという考えもあります。あと、支所はありますが、図面でいきますと、2階の会議室の3、ここが災害時の支所の指示系統といつか、対策室になるという考えを持っていまして、避難所としては2階の和室であったり、ホールであったり、それらを避難場所として使おうという考えです。2階にまた、ちょっと分かりにくいんですが、備蓄倉庫、図面の下のほう、建物の中のほうですが、備蓄倉庫を設けております。これは、この建物、川沿いにあるもんですから、浸水のことも考慮して、一応2階に設けてあります。建物自体の浸水対策としては、出入口に防水板を設置するというふうな対応をしております。

それから、放課後児童クラブについては、いろいろ位置がどこがいいかというのは、計画過程の議論はいろいろあったんですけど、一応この2階の場所に収まっていまして、右側の屋上広場、これを、放課後児童クラブを開いている間は、これも附属の設備として使うように考えていまして、あと敷地、今回の工事、図面に入っていないんですけども、図面でいえば上側といつか、駐車場と併せて屋外の広場も造りますので、もしそちらで活動するといことがあれば、そちらも使えるといふふうな、そういった環境は一応設けております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 備蓄倉庫、ちょっと広さが、非常にスペースが限られていると思うんです。備蓄はそうにしても、そのほかの防災に対する資機材は今までどおり、ずっと倉庫が並んでいましたけど、あの辺りに入れられるということですか。

○大森委員長 吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 ちょっと説明が不足しておりました。1階の図面で、既存の倉庫が下のほうになっておりますけども、こちらのほうにそういった資機材を入れるように考えております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 やはり避難所に関して、1人4平米ということですけども、こちらのほうでの受入人数というは大体どれぐらいになりますか。

○大森委員長 所長。

○伊達吉舎支所長 ちょっとそこも、今回のコロナ対応で、どういうレイアウトで、どういう人数を入れるかというのはまだ今検討しているところでして、ちょっと今日の時点では整理はできておりません。

○大森委員長 ほかに質疑は。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと聞かせてください。1つは駐車場が、ここの敷地内でいえば、8台分しかないということで、玄関が、図面でいうたら、左側のところが玄関ホールとなりますけれども、基本的にはそこが玄関になるんだろうと思うんですが、例えば支所へ住民票を取りに来た人が、玄関から入って、ぐるっと回ってここへ行くのが大変なんじゃないかというのがあって、もう一つ、奥に駐車場があります。そこからロビーを通過して入りゃ、それなりに近いかなという気はするんですが、ここらがどうなんかなということ、支所が、玄関からいえば、引っ込んだところへおって、開かれた窓口になつたらんじゃないのかなという気はするし、実際、駐車場がほかのところにも、例えばホールを使うときに駐車場があるのかどうかというのをちょっとお聞きします。

○大森委員長 吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 駐車場がこの図面のほうに入ってなくて申し訳なかったんですが、この後、最初に言いました、既存の施設、3つの施設を解体した後に、そこに駐車場を計画してまして、駐車場が70台ぐらいのものが、この図面でいうと、道路を挟んだ建物の反対側にできます。ですから、主となる出入口は真ん中の、先ほど言いました自治連さんが入る事務室の隣の、そこが主たる出入口になるというふうに思っています。上側から入ってくるような形になります。

○伊藤委員 市道108号線横の。

○伊達吉舎支所長 そうです。

○大前都市建築課長 思いやり駐車場があるところです。あそこがメインの玄関になります。

○齊木副委員長 玄関が何ぼあるんですかね。

○伊達吉舎支所長 今のが主たる入り口ですが、先ほど質問がありました、図面でいうと、左側の図書館の側ですよ。あちらが図書館に直接入れるサブと、副次的な出入口ということですが、主としては真ん中。

○大森委員長 ほかに。

中原委員。

○中原委員 使用時間が8時半から午後10時までということで、支所の方が使用される時間と、結構管理される、使われるときはもう一人守衛さんがおられる形と、それとは別に誰かがおられて管理をされるということなのか、それと、守衛さんは、誰かが使う時間はもう業務終了で、管理をされる方の、10時までは別の人がするという、守衛さんとの時間、午後の10時までの夜の時間のやり方をちょっと聞かせてもらいたいなど。

○大森委員長 支所長。

○伊達吉舎支所長 現状、吉舎の宿直でそういった周辺の、今、生涯学習センターでありますとか、そういう施設の受付、鍵の受渡しを今行っておりまして、それは引き続き行うことになると思います。ですから、5時15分以降のそういう施設の、利用申込みは当然事前申請にはなるんですが、鍵の受渡しは宿直のほうで引き続き行うようには考えております。

○大森委員長 中原委員。

○中原委員 確認です。宿直は今までどおり、おられる方が鍵を管理して、使う人に直接鍵を渡し

て、閉めまして、鍵を返すという利用の仕方ということですか。その間に、もし何かあった場合があるじゃないですか。ほかの人が、例えば鍵がオープンになった状態で、違う人が入ってくる可能性もあると思うんですけど、そういうことは考えられていますか。そこをちょっと聞かせてください。

○大森委員長 吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 鍵の受渡しは、先ほど説明した、御理解いただいたとおり、渡して、また終わったら返してもらうという形になるんですけど、その間のセキュリティーとかに関しては、施設はこういうやや大きなものになりますので、宿直のほうで防犯カメラで監視するようなこと、そういうことでの対応はしているんですけども、ちょっとその辺、運営までにまた細かく詰めていきたいとは思っていますけど。

○大森委員長 ほかにありませんか。

小田委員。

○小田委員 多分これ、地元の自治連の方としっかり話し合われて、つくってきたんだろうと思うんですけども、非常に管理のあれが混在していて、同じフロアの中で、右の部屋は例えば吉舎支所が管理するけど、左のほうは自治連が管理するんですよというふうな、混在した管理の仕方なんですけど、これは僕らが外から見るのであって、自治連の方としっかり話し合われているんだろうと思うんですけど、その辺のことはしっかりやってもらいたいなと思うんですけども、1つ分からないのが、1階部分に貸出し倉庫というエリアがありますよね。これ、どういうことなのかが分からんのと、この貸出し倉庫、もし貸し出すということは料金が発生するわけで、これは自治連が管理するようなエリアになっているんでしょうけど、さっきの設置管理条例の中に、貸出しの場合だったら、例えば今日の半日ほど貸してくださいとか、1日ほど貸してくださいということは多分ないのではないのかなというふうに思ったんですが、その料金設定がされていない、これ、どのように考えられとるのかなというのをまずお聞かせ願いたいなというのと、2階にある事務所ですよ、事務室。これは、吉舎支所のエリアとして事務室というのがあるんですけど、これ、どういう機能が入るんですか。

○大森委員長 伊達支所長。

○伊達吉舎支所長 まず、1階の貸出し倉庫なんですけど、ちょっと室名が分かりにくくて申し訳なかったんですが、これは、自治連が所有している貸出し物品を入れる倉庫ということでした。

○小田委員 倉庫を貸し出すという意味じゃなくて。

○伊達吉舎支所長 テントであつたりとか、そういうものを保管する倉庫ということで、室名がなかなか分かりにくくて申し訳ないんですけど、そういったものです。

あと2階、事務室、支所の色がついている部分ですが、これはもう一つ、1階にも事務室というのがあるんですけど、現状、老人福祉センターの中にシルバー人材センターの南部支所があるんですけど、これが引き続きこの場所で継続していきたいということがあって、2階の事務室というのはシルバー人材センターの南部支所。1階のケーブルテレビの控室の右側のほう、廊下を挟んで反対側に事務室があるんですけど、こちらが、今現在、共同福祉施設のほうにいる広域商工会の吉舎支

所、これらがまだ引き続きこの場所にいるということで、これは、支所の行政財産の使用許可という形で使ってもらおうという、そういう位置づけの部屋になっておりまして、この施設を当初の設計段階、計画段階から、そういう今いる各団体であるとか、そういうものも一堂に会して、相互に相互に交流といいますか、垣根をあまり持たずに使えるような施設にしていきたいというのが、当初からいろいろ住民等の意見もありまして、非常にそういう混在したような形に今なってきたという経緯があります。管理の難しさはまだいろいろ出てくるとは思うんですけども、そういう入居者同士で常に話し合っ、できるだけ複合化の効果が最大になるような形に持っていきたいと思っています。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 本当に複合の施設で、1つの建物の中に様々な管理者が入ってくるというふうな形になっとなんで、それは今、僕、最初に言いましたように、最初建てる時にいろいろ話し合われてきたんでしょから、御当人たちは大丈夫とは思うんですけども、施設として見たときに、非常にいい管理の仕方の建物ではないということだけは間違いないだろうというふうに思うわけです。トイレの管理にしたって、自治連が管理するトイレと、支所が管理するトイレとかも多分分かれてますよね。その辺のところもどうなのかなと思うところもあるんですけど、しっかりやってください。

○大森委員長 激励です。ほかに質疑は。

横光委員。

○横光委員 支所の中に耐火倉庫というのはあるんですかね。

○大森委員長 支所長。

○伊達吉舎支所長 耐火倉庫という大きなものはないんです。ですが、備品として、そういう耐火のものを持ってまして、それを引き続き使うということで、内容、入れるものとしては、それで足りるという判断しております。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 戸籍の付票とか戸籍謄本というのは、大体耐火倉庫の中に入っておりますね。今頃は、住民票は大体出てくるものだろうけども、戸籍関係の書類があったり、あるいは、もう一つ心配なのは、吉舎支所と図書館等は鍵をかけられるんでしょが、商工会とかいう外部団体が入ってきて、行政としての秘密文書と、そういうものがあると思うんですよ、情報漏えいになっちゃいかんというのが。そこらはどうなのかな、そこらの管理はどのようにされているというのがちょっと心配ですね。そこらはどのように。

○大森委員長 吉舎支所長。

○伊達吉舎支所長 戸籍等の書類の保管のものは、今ある、そういう入れているものがあるんですけど、それを引き続き使うような考えでいるんですが、各団体ごとの管理について、それぞれ鍵がかかるような形になっていまして、吉舎支所の場合は、カウンターの前にはシャッターが下りるようなこととか、そういうふうに施錠は全てできるような形にはしています。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 では、私のほうから最後に1つだけ聞かせてください。これはいつ頃完成しますか。

支所長。

○伊達吉舎支所長 今回の契約工期が9月の末までです。ですが、直近の、今月初めの工程会議でちょっと状況が分かったんですが、コロナウイルスの関係で、ホールの可動席の納入が10月にならないと間に合わないということになってきまして、躯体とか、そのほかは一応予定どおり進んでいるんですが、全体開業としては1か月の延長が必要な状況になっておると。

○大森委員長 分かりました。総務委員会として、皆さんにお諮りをして、今の時期、コロナの関係とか、9月になれば9月議会、次は12月議会というふうに控えていますから、ちょっと時間的に調整しなきゃいけないところもありますけども、この施設がある程度落ち着いたときに行かせていただきたいというふうに思います。暑い中、皆さん頑張ってるのに、僕らが行ったらかえって邪魔になりますから、ええ時期を事務局と調整していただいて、行ってみたいと思います。

それでは、ほかにないようですので、以上で議案第73号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

吉舎支所の皆さん、大変御苦労さまでした。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、議案第76号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中原部長。

○中原地域振興部長 それでは、議案第76号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。着座にて失礼します。

本案は、コミュニティセンターにおける大ホールの利用に係る料金を設定するため、関係条例である三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、十日市コミュニティセンター等の可動席を有する大ホールについての利用に係る料金を新たに設定しようとするものであります。

説明のほうは以上になります。よろしく申し上げます。

○大森委員長 簡単な説明ありがとうございます。議案第76号、三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について、ただいま説明がございました。委員の皆さんの質疑を求めます。

小田委員。

○小田委員 可動席を設けている大ホールというのは、三次市内の中で、十日市のコミュニティセンター、三次のコミュニティセンター以外、どこどこがあるかちょっと教えてください。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 三次市内の可動席を有する大ホールでございますけども、十日市と三次コミュニティセンターにはございません。

○小田委員 ほかにないですか。

○田村地域振興課長 ほかにありません。

(「吉舎は」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 今建設中ではございますけども、吉舎拠点も、コミュニティセンターではございませんけれども、同様の地域振興部の所管になりますので、十日市と三次と吉舎拠点ということになろうと思います。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 作木はまた別の施設になるんですかね。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 作木については教育委員会の所管になりますので、生涯学習センター、文化ホールになります。

○大森委員長 教育委員会、所管が違うということね。

小田委員。

○小田委員 そこはまた、利用料金等々がまた違うたてりになって、料金は違うというふうに理解しとっていいですかね。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 委員おっしゃるとおり、別のたてりになっております。

(「料金違うということ」と呼ぶ者あり)

○田村地域振興課長 はい。料金は違います。

○大森委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 まず、最初にちょっと確認をさせていただきたいんですけども、左側の枠の、例えば大ホール8,500円は、たしか午前中、午後、終日だったかと思うんですけど、その辺、1点、まず確認させてください。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 左側が日中という、それから夜間使用が次の項目になります。それから、最後の項目が終日と。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ありがとうございます。この値段設定の積算根拠をお聞きしたい、何でこの額なのかというところをお願いいたします。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 大ホールの料金設定につきましては、十日市コミュニティセンターがございまして、そちらの料金設定を参考にさせていただきまして、計算させていただいておりますが、

昼間の料金につきましては1時間の単価が1,000円、夜間の料金につきましては単価が1,500円ということになっております。時間が、昼間の時間設定が8時30分から午後5時、それから夜間の設定につきましては5時から10時までということになっておりますので、昼間が8時間30分、夜が5時間ということになっております。ということで、昼間の料金につきましては8,500円、それから夜間の料金につきましては7,500円ということで設定をさせていただいております。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これ、大ホールの場合が、可動席を使うときですね。大集会室というのは、可動席を使わない状態ということでもいいんですか。それで見たときに、前に戻るんですが、吉舎の分はホールしか書いてないんです。その違いを教えてください。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 コミュニティセンターの設置管理条例としまして、大ホールを設定させていただきたいんですけれども、これにつきましては、可動席を有するホールということで、大ホールということに設定させていただいております。吉舎拠点の設置管理条例につきましては、ホールということで室名を決定されていますので、それで設置管理のほうはホールということになっております。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 大集会室というのは別にあるんですか。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 大集会室というのは、従来のコミュニティセンターの、特に可動席のない大きな集会室ということで判断しております。それから、コミュニティセンターにおいては、座席のある集会室もございますけれども、それは可動席ではございませんので、目的が限られているということで、多目的に使われるところを大ホールというふうに考えております。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 だから、大ホールの可動席を使わなかった場合も使った場合も一緒ということなんですか。

○大森委員長 田村課長。

○田村地域振興課長 委員おっしゃるとおり、使われなくても料金は同じです。

○大森委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかに質疑がないようですので、以上、議案第76号に対する質疑を終結いたします。

地域振興部の皆さん、大変御苦労さんでございました。

(執行部退室)

○大森委員長 それでは、これから討論、採決、採決に入っていきたいと思います。議案ごとに討論、採決を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これより議案第74号、三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)につ

いて討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第75号、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてお伺いをいたします。討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり採決をいたします。

次に、議案第84号、指定管理者の指定の変更について、これより議案第84号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第77号、三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)について、これより議案第77号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、議案第85号について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。
議案第73号について討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第73号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。
続きまして、これより議案第76号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第76号について採決いたします。
本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、委員長報告をこれから作っていくわけですけども、皆さんのほうから委員長報告に載せたほうが、記載したほうがよいだろうという御意見、要望がありましたらお願いをいたします。
小田委員。

○小田委員 条例改正の文言の訂正であったり、修正であったり、今回出たわけですけども、説明してもらおうときに、条例がどうのこうのじゃなくて、もう少し分かりやすい説明と同時に、先ほど藤岡委員も質問しましたけども、時間帯がどうなのか、そこの変える部分だけじゃなくて、もっと分かりやすい条例改正の提案をしてほしいという、総体的な意見として言っていたきたいなというふうに私は思いました。だから、この議案に対してということじゃなくて、提案するときのやり方について。

○議会事務局 要望として、委員長報告ではちょっと難しい。

○小田委員 難しいんか。

○議会事務局 はい。議案に対しての意見が。

○大森委員長 ほかに。

横光委員。

○横光委員 議案第84号で、指定管理の指定について変更がありましたけども、既に変更事項があるものをそのままにしておいて、今回の変更で一括にすると、しかも説明がないということは非常に遺憾であるので、やはり事の事情で条例変更が必要なときには速やかに条例変更をするようにということと、高岡さんですね。理事長の変更です。

もう一点について、吉舎の交流拠点施設管理条例についていえば、複数の団体が入ることによって、管理において情報漏えいがないようにしっかりとすることが必要であるということを加えてい

ただくということをお願いしたい。難しいかもしれません。

○大森委員長 ほかには。

藤岡委員。

○藤岡委員 議案第73号については、横光委員と同じです。複数の組織が入られるということで、情報関係等を密接にさせていただいて、混雑がないようにというところをお願いしたいのと、第74号、三次市職員の特殊勤務手当に関しては、やはりこの特殊勤務手当が出る職員と出ない職員がどうしても出てしまうということですので、今後、第2波、第3波のコロナウイルス感染拡大も心配される中で、今後そういった、できるだけ差異がないようにしていただきたい、その線引きをしっかりと今後御検討していただきたいところをちょっと思いまして、委員長報告にさせていただきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、なしと認め、次に行きます。

お諮りいたします。

本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で議案審査は終了をいたしました。

次に、閉会中の継続審査申出事件(案)について、御存じのとおり、常任委員会については、通常、議会の閉会中は一切その活動を停止するものですが、地方自治法第109条及び三次市議会会議規則第109条により、閉会中に継続して審議ができることとなります。その内容について御協議を頂くものとなります。

詳細については担当職員から説明をさせます。お願いします。

○議会事務局 閉会中の継続審査の申出事件(案)について御説明させていただきます。

事前にタブレットのほうに掲載させていただいておりますので、御確認いただいていると思います。基本的には、これまでの総務常任委員会の申出事件を基本にしておりますけれども、このたびの組織機構の変更等、また、現福岡市長の所信表明等を参考にして、この書類にあります赤い部分を変更した、また追記したといった形で提案させていただくものでございます。あまり細かく設定しますと、なかなか事務に対して執行部を呼び出すのが難しい状況もございますので、大まかな事案として、この10項目を定めさせていただこうと考えておるものでございます。

以上でございます。

○大森委員長 委員の皆さんのほうから、ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ないようであれば、この案にて議長に提出し、本会議にて議決されることになりま

す。

8点目、年間活動計画（案）について、年間活動計画書について、先日、正副委員長で調製し、タブレットに掲載して、確認いただいているところですが、この計画書について御意見を頂けたらと思います。何か御意見ありませんか。

中原委員。

○中原委員 自分は初めて総務のほうへ入らせてもらって、しっかり勉強していきたいと思っておりますけど、やっぱり防災とか、自分も消防団に入らせていただいております、いろんなことを、団員が今、かなり人数が減っている状況で、また今から出水期に入ったりとか、また火災もかなり最近頻繁にあったりする中で、やっぱり団員も訓練ができてなくて、大変なところもあるんですけど、三次市と、また全国的に消防団員の費用弁償であったり、報償であったり、そういうところが、自分が県の指導員をさせてもらっとるときも、やっぱり他方面と比べると少なかったです。かなり危険なこともあって、ただ、人数が多い時代と人数が減った時代とかいうこともあったりするんで、そういうところを、即座にいろいろ一律とかいうわけではないですけども、いろいろなところを勉強しながら団員によりよくしていくと、また団員が増えたりとか、そういうことがあったりもするのかな、またこの組織が強くなったりというところで、いろいろ変えていくことができるかなと思ったりしたんで、防災というところにおいて、そういうところも勉強したいなと思ったりしましたので、一言言わせてもらいました。

○大森委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議会事務局 今、活動計画、既に御覧になっていると思うんですけども、基本的には昨年度、昨年というか、前常任委員会とさほど変えているところはないんですが、先ほど中原委員がおっしゃった重点活動テーマのほうを若干、防災防疫対策とまちづくり対策ということに設定させていただいております。先ほど中原委員がおっしゃったように、この現委員会ではないですけども、昨年度では、消防団員の方と意見交換をされているようです。また、年間の総務常任委員会として見える政策提案ができたらと、やはり先ほど中原委員がおっしゃったような消防団活動に対する政策提案を絞ってやるのも、この常任委員会で行き届くとしているので、事務局としても考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○大森委員長 ということであります。

次に、行政視察計画書（案）についてですが、年間活動計画にも言えることですが、時期がこういうコロナの影響で、いろんなところで支障が出ております。したがって、年間活動計画についても、多少のずれがあることは御理解を頂きたいと思ひます。

なお、次の行政視察についてもそうであります。これは、もう全国的なコロナでありますから、新型ウイルスが蔓延しておりますから、なかなか行政視察というのが難しい状況になっております。これも、時期と相手を見て、計画をさせていただきます。恐らく今の、現時点の段階では、受けるところがまずないと思う。岩手がゼロだから、岩手はどうかという話をしたら、ゼロにはゼロなりの理由がある。中へ、岩手県へ入る人たちのチェックを徹底的にやるそうです。それと、縛りも結

構あるみたいですね。元お医者さんだったらいいです。そういう関係もありますので、ちょっとこれは、視察については状況を見させてください。

それでは、皆さんのほうからほかに何かございますか。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今の視察の件なんですけど、視察へ行けんのなら、リモート視察という手もあるんで、リモートで。考えたらどうでしょうかと。

○大森委員長 事務局のほうからは。よろしいですか。

○議会事務局 今、視察の件について御協議いただいたわけですけども、24日、最終日の最終に正副委員長会議を開催しようとしています。そこで、今年度の視察について、各常任委員会の考え方というのをお聞かせ願いたいと思いますので、本委員会は、先日あった議運のように様子を見ると、状況に合わせて実施、やらないといったところを見ていくという考えでよろしゅうございますか。

○大森委員長 はい。

○議会事務局 了解しました。

○大森委員長 それでは、そういうことで御理解を頂きたいと。

山村委員。

○山村委員 各種団体とか市民との意見交換会ですけれども、そちらのほうも、正副委員長会議で実施をどうするかというような協議をされるんですか。

○大森委員長 いや、正副委員長会議の中身はまだ聞いていませんけど、行政視察に特化した説明だろうと思いますね。だけど、言われていたように、各委員会で、それは各団体との意見交換会とか、持っていかうということによってやっておりますから、よその委員会から出るかも分からんし、うちから出すかも分からんしということ。ただ、意見交換会が、前も消防団の意見交換会みたいに、少人数ならええんだけど、これがちょっと、10名ぐらいになるとまずいかなと思いつつながら。これぐらいの部屋で、今日が8人、9人でしょう。これぐらいまでですね。だけん、それ以上というたら、何のことやらということになりますから、そういうふうにお考えください。また事務局と相談して決めたいと思いますので。

それでは、以上で総務常任委員会を終わります。

なお、明日の総務常任委員会はなしということで、全て今日で終わりました。大変御苦労さんでした。

午後0時12分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月18日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和